

事業主の皆様へ

大学等の既卒者を正規雇用する事業主の皆様を支援します！

新卒枠での
既卒者採用！

3年以内既卒者（新卒扱い） 採用拡大奨励金 のご案内

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワーク(注)に提出してください。

3年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給します。

正規雇用での雇入れから6ヵ月経過後に100万円を支給

どんな人を雇い入れると奨励金が支給されるか

大学等を卒業後3年以内の既卒者で、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない人。

※大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。

※ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている人に限ります。

※平成22年度においては、平成20年3月以降に大学等を卒業した人が対象となります。

奨励金の支給対象となる事業主

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主。

※正規雇用として雇い入れるとは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者(ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く)として雇用する場合」を指します。

奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6ヵ月経過後に、100万円を支給

※ 奨励金の支給は同一事業所に1回(100万円)限りとなります。

(注)新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

奨励金支給の流れ

①ハローワークまたは新卒応援ハローワークへの求人の提出
(卒業後3年以内の大卒者等も応募可能とする新卒求人)



②ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの職業紹介
(採用面接)



③正規雇用の開始
(採用決定、正規雇用の労働契約締結)

正規雇用開始から
6カ月経過後

④事業所管轄ハローワークへ奨励金の支給申請



⑤奨励金(100万円)の支給

ご利用にあたっては、必ず事前に都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。
(奨励金の支給にはその他にも一定の要件があります)

